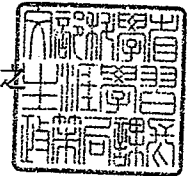


各都道府県・政令指定都市教育委員会主管課長  
各都道府県私立学校主管課長  
各国公私立大学学生支援主管課長  
各公私立短期大学学生支援主管課長  
各国公私立高等専門学校学生支援主管課長  
附属学校を置く各国立大学法人事務局主管課長  
厚生労働省医政局医療経営支援課長  
厚生労働省社会・援護局損害保険福祉部企画課長

殿

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長

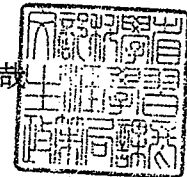
高橋 雅之



(印影複製)

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長

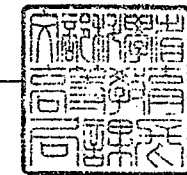
岸本 哲哉



(印影複製)

文部科学省高等教育局学生・留学生課長

井上 諭



(印影複製)

### 20 歳前後の若年層における消費者被害の防止について (依頼)

日頃より、消費者教育の推進に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。

このたび、国民生活センターから別添のとおり「20 歳前後の若年層における消費者被害の防止について」の要望がありました。

国民生活センター及び消費者生活センターには、20 歳を超えて成人になった若者からの相談が別添のとおり複数寄せられており、被害の未然防止・拡大防止の観点から、消費者に対して公表されたところでは、

については、このことについて、別添資料を活用し、関係機関・団体等及び学生・教職員等への周知方よろしくをお願いします。

また、各都道府県教育委員会、都道府県におかれては、それぞれ域内の市区町村、市区町村教育委員会、学校(専修学校及び各種学校を含む。)に対し、管下に附属学校を置く各国立大学におかれては、管下の学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対し、周知いただきますようよろしくお願いします。

#### 【本件連絡先】

生涯学習政策局男女共同参画学習課

消費者教育推進係 山口、岩田

連絡先 03-5253-4111 (内線 3462)



28 独国生相第 119 号  
平成 28 年 10 月 25 日

文部科学省 生涯学習政策局 男女共同参画学習課  
課長 高橋 雅之 様

独立行政法人国民生活センター  
相談情報部長 鈴木 基



### 20 歳前後の若年層における消費者被害の防止について (要望)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より、国民生活センターの業務につきまして、ご理解・ご協力を賜りありがとうございます。

さて、国民生活センター及び全国の消費生活センターには、別添の相談事例にありますとおり、20 歳を超えて成人になった若者からの相談が複数寄せられております。

当センターでは、相談事例をもとに問題点等を整理し、被害の未然防止・拡大防止の観点から、消費者に対して別添資料により 10 月 27 日 (木) に公表いたします。

つきましては、本トラブルについて消費者被害を未然に防止するため、貴課に対して、下記事項について要望致しますので、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

敬具

#### 記

- (1) 学生等を含む 20 歳前後の若年層にこれらのトラブル事例が周知されるよう、都道府県及び関係団体、大学、専修学校等に対し、これらのトラブル事例に関する情報提供を行うこと。
- (2) 学生等を含む 20 歳前後の若年層が自立的かつ合理的に行動することができるよう、消費者庁と連携し、若年層に対する消費者トラブルの情報や知識の提供機会の拡大を促すこと。

以上

別添資料：成人になると巻き込まれやすくなる消費者トラブル  
—きっぱり断ることも勇気!—

本件連絡先  
独立行政法人 国民生活センター  
相談情報部 担当 小林、保足、丸山

TEL:03-3443-8359

FAX:03-3443-9138